

消費税軽減税率制度等に係る 説明会を開催します

平成31年10月より消費税率が10%に引き上げられる予定となっていますが、複数税率である「軽減税率制度」も同時に導入される予定です。

軽減税率制度等の導入により何が変わるのか、準備すべき事はなにか、制度の概要や全事業者に関わる「インボイス制度」などの説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

【説明内容】《講師》税務署担当官等

- ①軽減税率の対象品目
- ②帳簿及び請求書等の記載と保存
- ③適格請求書等保存方式 ほか

【日 時】平成30年9月25日（火） 13時30分から

【場 所】三原商工会議所 3階 大会議室

【参加費】無料

【定 員】40名（定員になり次第、締め切ります。）

【申込み】受講申込書にご記入の上、FAXにてお申し込みください。

【申込先】（公社）三原法人会

〒723-8555 三原市皆実4-8-1

TEL (0848) 62-0524 FAX (0848) 62-1373

【共 催】（公社）三原法人会・三原税務署

どなた様でも
ご参加いただけます！

切り取らずにFAXしてください

<9/25> 「軽減税率制度等」の説明会 受講申込書

ご住所			
事業所名			
お名前			
TEL		FAX	

※ご記入頂いた情報は共催者からの各種連絡・情報提供のため利用するほか、参加者の実態調査・分析のため利用することがあります。

（公社）三原法人会 申込FAX（0848）62-1373